

令和4年度税制改正(法人二税関係)

【外形標準課税法人に対する法人事業税所得割の軽減税率の見直し】

付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人事業税を課される法人に係る法人事業税の所得割について、年400万円以下の所得の部分の0.4%の標準税率及び年400万円を超え年800万円以下の所得の部分の0.7%の標準税率を廃止するとともに、これらの部分の標準税率を1%とします。

	所得区分		
	800万円超の金額	400万円超 800万円以下の金額	400万円以下の金額
現 行	1.0% (3.6%)	0.7% (2.52%)	0.4% (1.44%)
改 正 案	1.0% (3.6%)		

(注)括弧内は特別法人事業税相当分を含む税率

適用期日：令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用

【法人事業税付加価値割における賃上げへの対応】

法人税における賃上げ税制に合わせ、給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準からの控除制度を改組し、法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上である等の要件を満たすときは、控除対象雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除できます。

＜法人事業税付加価値割の算定(イメージ)＞

$$\left(\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{単年度} & \text{純支払} & \text{純支払} & \\ \hline \text{損益} & \text{賃借料} & \text{利子} & \text{報酬給与額} \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{雇用者全体の給与} \\ \hline \text{総額の対前年度増} \\ \hline \text{加額(※1)} \\ \hline \end{array} \right) \times \text{税率1.2\%}$$

付加価値割

※1 雇用安定控除との重複の調整措置あり。

＜適用要件・控除額＞

＜現行＞

【要件】(法人税と同様) ○新規雇用者の給与総額： 対前年度増加率2%以上 【控除額】 ○新規雇用者の給与総額 (雇用者全体の給与総額の対前年度増加額 を上限とする。)
--

＜改正案＞

【要件】(法人税と同様) ○継続雇用者の給与総額： 対前年度増加率3%以上(※2) 【控除額】 ○雇用者全体の給与総額の対前年度増加額

※2 資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上の大企業については、従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していることを要件とする。

※3 別途、中小企業における法人税の所得拡大促進税制の見直しについて、法人住民税法人税割において国税に準じて所要の措置を講じます。

適用期日：令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用

【ガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税の見直し】

ガス供給業について、令和4年の導管部門の法的分離、他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、これらの法人に対する課税方式の見直しを行います。

- 一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業：改正なし(収入割:1%)
- 上記以外の事業：以下のとおり

法人類型		課税方式・税率（注）括弧内は特別法人事業税の税率	
		R4改正前	R4改正後
（20万kℓ以上のLNG基地を維持運用） ガス製造事業者	特別一般ガス導管事業者の供給区域内でガス製造事業を行う者	収入割：1％(30％)	<特定ガス供給業> ○付加価値割及び資本割を組み入れる。 収入割 :0.48％(62.5％) 付加価値割 :0.77％ 資本割 :0.32％
	上記以外のガス製造事業者		○他の一般の事業と同様とする。 【資本金1億円超】 付加価値割 :1.2％ 資本割 :0.5％ 所得割 :1.0％(260％) 【資本金1億円以下】 所得割 :7.0％(37％)※
経過措置料金規制の対象事業者（上記以外）			
上記以外の者		○他の一般の事業と同様(平成30年度税制改正により見直し済) 【資本金1億円超】 付加価値割：1.2％、資本割：0.5％、所得割：1％(260％) 【資本金1億円以下】 所得割：7％(37％)※	

※年800万円以下の所得については軽減税率あり。特別法人は、別途定める税率による。

適用期日：令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用

【お問い合わせ先】

振興局名	電話番号	郵便番号	所在地	管轄区域
長崎振興局 税務部	(095)822-3105(直) (095)822-3101(代)	850-0033	長崎市万才町3-17 長崎振興局万才町庁舎3階	長崎県内全域
長崎県 税務課	095-895-2215(直)	850-8570	長崎市尾上町3-1	